

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について

(中部環境ソリューション合同会社)



環境省は、平成 27 年 9 月 10 日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を中部環境ソリューション合同会社に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、または行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

- ① 住所、名称、代表者の氏名
愛知県名古屋市港区大江町 3 番地 2
中部環境ソリューション合同会社 職務執行者 長浦 和明
- ② 施設設置場所
愛知県知多郡武豊町字竜宮 1 番 1 及び 6 番
愛知県名古屋市港区潮見町 37 番 35
- ③ 施設の種類
PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設
- ④ 処理を行う廃棄物の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 2 条の 4 第 5 号ロに規定する PCB 汚染物のうち、電気機器又は OF ケーブル(PCB を絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量の PCB によって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- ⑤ 処理の方法
洗浄(加熱強制循環洗浄法)
- ⑥ 処理能力
洗浄施設 1 基につき、変圧器(抜油済みであって、④に掲げるものに限る。)を最大 3 台/7 日

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 平成 27 年 9 月 10 日付 環境省報道発表資料

研究開発箇所 佐藤旭

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました!

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

